高教組速報

2021 年度
第９号
2021 年 11 月 5 日
文責　佐藤真一郎

長崎高教組　長崎市中川２丁目 2-5　TEL（095）827-5882

第 2 回確定交渉 11/4

高教組「正確な出退勤時間の入力が労災防止になる。そのことを徹底させるリーフレットをつくるべきだ」と要求

高教組は 11 月 4 日、今年度の賃金確定交渉の第 2 回目の交渉を行いました。交渉には、高教組から鍛治委員長 他執行部 5 人が参加し、県教委は、上原教職員課長、田川人事管理監他 5 人が対応しました。

県全体にかかる業務削減を要求

高教組は県教委の責任で県全体にかかる業務削減を求め、中でも高総体・総文祭の総合開会式は現場の負担が多く今後廃止してほしいという声があることを伝え、県教委は「主催団体と協議を踏まえ、引き続き検討する課題だ」と答えました。

臨時的任用職員の上限撤廃

高教組は 40 年以上前から続く臨時的任用職員の給与上限について同一労働同一賃金の原則から「上限撤廃」を県教委に求めています。県は文書回答で、臨時的任用職員の処遇については「一歩一歩前進してきた」と回答したのに対して、高教組は「『空白の一日』については、結果的に長崎が最も見直しが遅かった」と質しました。県教委は「見直しが進んだ県として、熊本・大分」「長崎と同様に上限を設けている県として佐賀・宮崎・鹿児島」と報告し、「他県の動向を研究し、見直しが一番最後にならないようにしたい」という見解を示しました。

会計年度任用職員の給与について

人事院は非常勤職員の期末勤勉手当の支給に関し、７月に指針を改正し、100％正規職員と同一とするようにしています。高教組はこのことから早急に会計年度職員にも国に準拠した支給を求めました。

一方、会計年度任用職員には、期末手当のみが支給されていることから、一般職と同様に 0.15 月の削減を行うと、均等待遇にならないことを指摘し、削減率を適用することを要求しました。

正確な労働時間の把握を要求

高教組は出退勤時刻が正確に記録する目的が徹底されていない実態があることを県教委に伝え、その目的を管理職も含めて全教職員に周知するリーフレットを作成するように求めました。

長時間労働是正の工夫について

県教委は「時差出勤制度とフレックスタイム制度」を組合せた制度のモデル校として、長崎西(21 年 4 月から)・西陵(21 年 10 月から)を指定し、成果をあげているという報告がありました。高教組にも利用している先生方から概ね良好な反応が届いています。このことに関して、県教委は「他校でも、モデル校として希望すれば導入することが可能」と回答しました。

家庭訪問や PTA 業務について

20 年度交渉でも高教組は家庭訪問を割り振り変更の対象とするように求めましたが、県教委は「家庭訪問は勤務時間内で行ってほしい」と答え、今年もその回答に終始しました。高教組はフレックスタイム制度を各高校に導入できるのであれば、「割り振り変更」の対象業務として、時間外の家庭訪問や PTA 業務など、フレックスタイム制度を適用できるのではないかと追及し、検討するように求めました。併せて、高教組は「教職員はコロナ禍で特別な業務を担っている。プライベートでも不要不急の外出を控えるように求められ、窮屈な思いを強いられている。教職員の労苦に報いる気持ちはないのか」と県教委の姿勢を問いました。

教職員の増員について

高教組は「SSW と SC の増員を現場は強く求めている。相談を 2 週間待っている生徒がおり、人員増が急務である」ことを伝えました。中高一貫校では、中学・高校行事の振休が異なるため、中高の両方で授業を持つ教職員は振休が取りづらいのが実態であると伝えました。また、年度当初から４校で家庭科の教員が充足できない実態があり、さらに今年度途中には、北松農業が加わり、生活科の教職員の補充ができていないなど、計 5 校で「教育に穴が空く」事態が生じています。　人の配置の責任は県教委にあります。

30 筆を加え、2114 筆提出しました

高教組は交渉に際し、重点要求署名 30 筆を加え、計 2114 筆を県教委に提出しました。20 年度 1477 筆を大きく上回ったことは、署名は力があることを、教職員の皆さんが感じ取っているからだと思います。未提出の署名用紙がありましたら、15 日が最終提出日です。ぜひ本部に返送してください。次回交渉は、長時間労働是正に加え、管理職からの人事評価制度賃金リンクの説明を終えたばかりの現場の反応も県教委に伝えます。